

簡易公募型競争入札方式に準じた手続による手続開始の掲示文兼入札説明書 (電子入札対象案件)

独立行政法人都市再生機構中部支社の「藤枝総合運動公園受変電設備改修工事監督業務」に係る手続開始の掲示に基づく指名競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 手続開始の掲示日 令和6年3月29日

2 発注者

独立行政法人都市再生機構中部支社 支社長 郡司 直人
愛知県名古屋市中区栄四丁目1番1号

3 業務概要

(1) 業務名 藤枝総合運動公園受変電設備改修工事監督業務

(2) 業務内容

対象工事である「藤枝総合運動公園受変電設備改修工事」について、主任監理員・監理員は国土交通省告示98号別添一に示す「工事監理に関する標準業務」及び「その他の標準業務」のうち、次の業務を行う。

- ・ 工事監理方針の説明等（工事監理方針の説明、工事監理方法変更協議）
- ・ 設計図書の内容把握等（設計図書の内容把握、質疑書の検討）
- ・ 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告（施工図等の検討及び報告、工事材料、設備機器等の検討及び報告）
- ・ 工事と設計図書との照合確認
- ・ 工事と設計図書との照合確認の結果報告書作成
- ・ 工事監理報告書の提出
- ・ 工程表の検討及び報告
- ・ 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告
- ・ 工事と工事請負契約書との照合、確認、報告等
- ・ 関係機関の検査の立会い

(3) 業務の詳細な説明 仕様書のとおり。

1) 本業務に関する業務量の目安について

閲覧場所：下記5(2)に同じ。

閲覧期間：令和6年3月29日(金)から令和6年4月15日(月)までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前10時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時の間は除く）。

閲覧にあたっては、閲覧希望日の1営業日前までに下記5(2)に連絡のうえで来訪すること。

(4) 履行場所 静岡県藤枝市原100番地

(5) 履行期限 契約締結日の翌日から令和7年3月14日まで

(6) 本業務においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う（フ

ファイル容量及び種類によっては電子入札システムで資料を提出できないことがある。この場合、以下に示す提出方法及び提出期限を厳守の上、資料を提出すること。)。なお、電子入札により難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。(様式は機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札→電子入札運用基準からダウンロードできるので、参加表明書提出期限までに下記5(1)へ様式1及び2を提出すること。)

- (7) 本業務は、令和6年4月19日に開札する「藤枝総合運動公園受変電設備改修工事」の落札者が決定しない場合、手続きの中止又は延期を行う場合がある。当機構は、これによって生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。

4 指名されるために必要な要件

- (1) 次の①から⑦に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

- ① 独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市再生機構達95号)第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
- ② 当機構中部地区における令和5・6年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争(指名競争)参加資格を有している者で、「建築監理」の業種区分の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部支社長(以下「支社長」という)が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により建築監理の再認定を受けていること)。

なお、一般競争参加資格の認定を受けていない者も、次の期限までに、当該一般競争参加資格の認定申請手続きを行うことで、当該条件を満たしたものとして審査を行うこととする。

(一般競争参加資格認定を受けていない者の申請手続き)

申請手続期間：令和6年3月29日(金)から令和6年4月8日(月)までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前10時から午後4時まで(ただし、正午から午後1時の間は除く)。

申請手続窓口：下記5(1)に同じ。認定申請前に問合せすること。

- ③ 参加表明書及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- ④ 会社更生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記②の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- ⑤ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。(詳細は、機構HP→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→当機構で使用する標準契約書等について→[その他](入札説明書等別紙)暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照)
- ⑥ 参加表明書を提出する者は、建設業者と資本金・人事面で関係※がな

いこと。

※認定基準：関係があると認められる者とは、おおむね以下のような者とする。

[1] 建設業者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。（100分の50を超える株式を有し又は出資している者が存在しない場合において、他の株主又は出資者よりも抜きんでて株式を有し又は出資している者を含む。）

[2] 建設業者の代表権を有する役員が参加意思表明者の代表権を有する役員を兼ねている場合

[3] 建設業者と参加意思表明者の間において特別な提携関係があると認められる場合には、参加意思表明者については、その実態に即して判断する。

⑦ 平成20年度以降（平成20年4月1日から参加表明書受領期限）において受注し業務完了した工事監理業務※1のうち、以下の業務において1件以上の実績を有する者であること。ただし、再委託の実績は含まない。

・ 公的機関(※2)が発注した受変電設備の改修工事に係る工事監理業務

※1 工事監理業務とは上記3(2)業務内容に示す業務をいう。

※2 公的機関とは、国、地方公共団体、独立行政法人、法律に基づき地方公共団体が設置できる公社（住宅供給公社、土地開発公社）をいう。

(2) 以下の①、②、③に掲げる基準を満たす管理技術者を当該業務に配置できること。

① 設備設計一級建築士、建築設備士、技術士(電気電子部門)、電気主任技術者、電気工事施工管理技士のいずれかの資格を有している者。

② 平成20年度以降（平成20年4月1日から参加表明書受領期限）において受注し業務完了した工事監理業務のうち、上記(1)⑦に掲げる業務において1件以上の実績を有する者であること。ただし、再委託の実績は含まない。

③ 配置予定管理技術者は、参加表明書及び資料の提出期限日時点において当該業者と恒常的な雇用関係があること。雇用関係がないことが判明した場合は、虚偽の記載として取り扱う。なお、恒常的雇用関係とは、参加表明書の提出日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。

5 担当部署等

(1) 一般競争参加資格、入札及び契約に関する事項

〒460-8484 愛知県名古屋市中区栄四丁目1番1号中日ビル17階総合受付
独立行政法人都市再生機構中部支社
総務部経理課 電話 052-238-9112

(2) 指名要件及び技術に関する事項

〒460-8484 愛知県名古屋市中区栄四丁目1番1号中日ビル17階総合受付
独立行政法人都市再生機構中部支社
住宅経営部設備技術課 電話 052-238-9266

6 参加表明書の提出等

- (1) 本競争の参加希望者は、4に掲げる指名されるために必要な要件を有することを証明するため、下記に従い、参加表明書を提出し、発注者から指名されるために必要な要件の有無について確認を受けなければならない。発注者は、参加表明書を提出した者の中から競争入札に参加する者を指名する。

なお、期限までに参加表明書を提出しない者並びに競争資格がないと認められた者は、本競争に参加することはできない。

① 提出期間：令和6年3月29日(金)から令和6年4月15日(月)までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前10時から午後4時(ただし、正午から午後1時の間は除く。)まで。

② 提出方法：参加表明書は電子入札システムで提出すること。

ただし、やむを得ない事由により、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、予め提出日時を前日までに上記5(2)まで連絡の上、内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。また、この場合、返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金(404円)の切手を貼った長3号封筒を参加表明書と併せて提出すること。

(2) 参加表明書は、別記様式1から別記様式3により作成すること。

(3) 参加表明書は、次に従い作成すること。

なお、下記②の企業の同種業務の実績については、平成20年度以降(平成20年4月1日から参加表明書提出期限まで)に受注し、業務が完了し、引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

① 登録状況等 **別記様式1**

当機構中部地区における令和5・6年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争(指名競争)参加資格を有している者は、「建築監理」の業種区分の有資格者名簿の写しを添付するか、様式-1に登録番号を記載すること。ただし、認定申請中の場合は、受付票又は受付通知票の写しを添付すること。

なお、受付票、受付通知票のいずれの書類もない場合は、その旨を上記5(1)に連絡すること。

② 企業の業務実績 **別記様式2**

上記4(1)⑦の業務の実績を別記様式2に記載すること。記載する業務の実績の件数は1件とし、様式1枚に記載すること。

なお、業務実績が確認できるように関連する資料を添付すること。

③ 配置予定管理技術者の資格・実績 **別記様式3**

配置予定管理技術者について別記様式3に記載すること。

なお、上記4(2)①の資格を有することを証する書類の写し及び業務実績が確認できるように関連する資料を提出すること。配置予定管理技術者は、参加表明書の提出期限日時点において参加表明者と直接的な雇用関係がある者であること。雇用関係を示す資料としては、健康保険被保険者証等を参加表明書に添付すること。

④ 契約書の写し

②及び③の実績として記載した業務に係る契約書(仕様書を含む)の写し

を提出すること。

(4) 競争参加資格の確認は、参加表明書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和6年5月8日(水)までに電子入札システムにより通知（承諾を得て紙入札方式とする場合は、書面により発送）する。

(5) その他

- ① 参加表明書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された参加表明書は、返却しない。
- ③ 発注者は、提出された参加表明書を、入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- ④ 提出期限以降における参加表明書の差替え及び再提出は、認めない。
- ⑤ 参加表明書に関する問い合わせ先は、5(2)に同じ。
- ⑥ 電子入札システムで提出する場合の注意事項

イ 電子入札システムにより参加表明書等を提出する場合は、ファイル形式はWord2019形式以下のもの、Excel2019形式以下のもの、PDF形式又は画像ファイル（JPEG形式及びGIF形式）で作成すること。

ロ ファイルを圧縮して提出する場合は、LZH又はZIP形式を指定するものとする。ただし、自己解凍方式は指定しないものとする。

ハ 契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込み本文に貼り付けること。

ニ ファイル容量の合計が3MBを越える場合は、すべての書類を郵送により提出すること。

この場合、必要書類の全てを郵送するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。

郵送する際は、表封筒に『藤枝総合運動公園受変電設備改修工事監督業務』に係る参加表明書在中」と明記する。

また、電子入札システムにより、以下の内容を記載したものを「添付資料」に添付し、送信すること。

- ・ 郵送する旨の表示
- ・ 郵送する書類の目録
- ・ 郵送する書類のページ数
- ・ 発送年月日

ホ 提出期限は、上記(1)①の提出期限と同一の日時（必着）とし、郵送による場合は、郵便書留等の配達記録が残るものに限るものとする。

7 非指名理由の説明

(1) 参加表明書を提出した者のうち、指名しなかった者に対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下、「非指名理由」という。）を電子入札システムにより通知（承諾を得て紙入札とする場合は、書面により発送）する。

(2) 上記(1)の指名しなかった旨の通知を受けた者は、発注者に対して、次に従い説明を求めることができる(様式は自由)。

① 提出期限：令和6年5月15日(水)午後4時

② 提出時間：土曜日及び日曜日を除く午前10時から午後4時まで(ただし、正午

から午後1時の間は除く)

③ 提出場所：上記5(1)に同じ。

④ 提出方法：電子入札システムにより提出すること。

ただし、発注者の承諾を得て紙入札対応とした場合は、書面(様式は自由)を持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 発注者は、説明を求められたときは、令和6年5月20日(月)までに説明を求めた者に対し電子入札システム(承諾を得て紙入札方式とする場合は、書面)により回答する。

ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期間を延長することがある。

(4) 発注者は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下する。

(5) 発注者は、(3)の回答を行ったときには、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。

8 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること。

① 提出期限：令和6年5月10日(金)午後4時

② 提出場所：5(1)に同じ。

③ 提出方法：入札説明書に対する質問は電子入札システムで提出すること。

ただし、やむを得ない事由により、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、書面(様式は自由)により提出すること。なお、提出場所へ持参又は同日同時刻必着での簡易書留郵便による郵送とする。電送によるものは受け付けない。

(2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり電子入札システムにて閲覧に供する。

① 期間：令和6年5月15日(水)から令和6年5月22日(水)までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前10時から午後4時まで(閲覧場所の場合は、正午から午後1時までの間は除く。)

② 閲覧場所：承諾を得て紙入札とする場合は、中部支社情報公開室・閲覧コーナー(中日ビル17階)

9 入札書の提出期限及び方法

(1) 入札書の提出期限

令和6年5月23日(木)正午まで

(2) 提出方法

電子入札システムにより提出すること。

ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、上記期限までに上記5(1)へ郵送(簡易書留郵便により必着)すること。持参又は電送による提出は認めない。

(3) 入札書の記載について

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。また、発注者の承諾を得て紙入札方式により郵送する場合における入札書の様式は、電子入札ホームページに公開している「入札書（電子入札用）」によることとし、当該入札書には、電子くじ番号として任意の3桁の数字を必ず記入すること。

(4) 入札執行回数

入札執行回数は、2回を限度とする。ただし、2回目の入札で落札者がいないときは、別に日時を定めて、2回目の入札参加者の中から希望者を募り、見積り合わせを行うことがある。なお、見積り合わせの執行回数は、原則として2回を限度とする。

10 開札の日時、場所及び方法

(1) 開札日時

令和6年5月24日(金) 午後2時

(2) 開札場所

5(1)に同じ

(3) 開札方法

開札は電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(4) 再入札について

第1回目の開札で、入札が不調になった場合は、再度入札に移行する。入札書の締切及び開札の日時については、次のとおりとする。

また、紙入札方式による入札参加者は、開札の時間帯において確実に連絡が取れる連絡先をあらかじめ発注者に届出しておくこととし（任意様式）、再入札を行うこととなった場合は、発注者からその旨を連絡するので、下記①の期限までに上記(2)へ持参すること。なお、発注者からの連絡がつかなかった場合やその他やむをえない事由がある場合においても、期限までに持参されない場合は、再度の入札を辞退したものとして取扱う。

① 電子入札システムによる再入札書の締切日時

日 時：令和6年5月24日(金) 午後3時30分

② 電子再開札の日時及び場所

日 時：令和6年5月24日(金) 午後3時40分

場 所：上記5(2)に同じ

11 公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

(1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22

年法律第 54 号) 等に抵触する行為を行ってはならない。

- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

13 入札の無効

手続開始の掲示及び入札説明書において示した指名されるために必要な要件のない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札心得書において示した条件等の入札に関する条件に違反した入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

なお、支社長により指名された者であっても、開札の時ににおいて 4 に掲げる要件のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

14 落札者の決定方法

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計規程（平成16年独立行政法人都市再生機構規程第 4 号）第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべきものの入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

- (2) 落札者となるべき者が 2 者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。

15 手続における交渉の有無 無

16 契約書作成の要否等

当機構ホームページ掲載の標準契約書(監督業務委託契約書)

(<https://www.ur-net.go.jp/order/sanka.html>) により、作成するものとする。

受注者は、重要な情報及び個人情報の取扱いに関する「個人情報等の保護に関する特約条項」(別紙 1) 及び「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」(別紙 2) を、「監督業務委託契約書」と併せて、同日付で締結するものとする。

17 支払条件

完了払いとする。

18 関連情報を入手するための照会窓口 5に同じ。

19 業務の詳細な説明 別添仕様書による。

20 その他

- (1) 入札参加者は、当機構ホームページの「入札・契約情報」に掲載されている入札心得（電子入札用の入札心得を含む。）及び契約書案並びに電子入札運用基準を熟読し、入札心得及び電子入札運用基準を厳守すること。
<https://www.ur-net.go.jp/order/nyusatuyosiki.html>
<https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid/index.html>
- (2) 落札者は、参加表明書に記載した業務責任者を当該業務に配置すること。
- (3) 提出された参加表明書は返却しない。提出された資料は、参加表明書の評価以外に提出者に無断で使用しない。なお、資料を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (4) 参加表明書に虚偽の記載をした場合においては、参加表明書を無効とするとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (5) 参加表明書の機構が取得した文書は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年12月5日法律第140号）に基づき、開示請求者（法人、個人を問わない。）から請求があった場合に、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象文書となる。
- (6) 当該業務の実施については、関係法令等を遵守すること。
- (7) 本業務は、業務成績評定対象業務である。受注者には、業務完了後、業務成績評定点を通知の上、公表する。付与した業務成績評定点は、将来、業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。
- (8) 電子入札システムは、土曜日、日曜日及び祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、午前8時30分から午後8時まで稼動している。
システムを停止する場合等は、電子入札ホームページ「お知らせ」において公開する。
- (9) システム操作マニュアルは、UR都市機構 入札・契約情報 電子入札のホームページに公開している。
- (10) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
 - ① システム操作・接続確認等の問い合わせ先
電子入札総合ヘルプデスク TEL0570-021-777
電子入札ホームページ <https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid/>
 - ② ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先
ICカード取得先のヘルプデスクへ問い合わせすること。
ただし、参加表明書、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要

する場合は、5(1)へ連絡すること。

(11) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。

- ① 参加表明書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
- ② 参加表明書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ③ 指名通知書資格確認通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ④ 辞退届受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
- ⑤ 辞退届受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ⑥ 日時変更通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ⑦ 入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
- ⑧ 入札書受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ⑨ 入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ⑩ 再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ⑪ 再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
- ⑫ 落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ⑬ 決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ⑭ 保留通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ⑮ 取止め通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ⑯ 中止通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ⑰ 見積依頼通知書（不落随契に移行した場合のみ。通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ⑱ 見積書受信確認通知（不落随契に移行した場合のみ。電子入札システムから自動通知）
- ⑲ 見積締切通知書（不落随契に移行した場合のみ。通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

(12) 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ② 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること
又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

(13) 参加表明書を提出する前に、**別記様式4**の令和5・6年度用の使用印鑑届（代表者の印鑑証明書（提出日の3か月以内のもの・原本）を添付）及び年間委任状を提出のこと。令和5年4月1日以降に提出済の場合は、再度提出する必要はない。ただし、代表者の変更等記載内容等に変更があれば再度提出が必要となる。

(14) 管理技術者は担当技術者を兼任することができる。

以上

参加表明書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構中部支社

支社長 郡司 直人 様

(提出者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

登録番号※	
-------	--

連絡先 部署
担当者名
電話／ファクシミリ

令和 6 年 3 月 29 日付で掲示のありました「藤枝総合運動公園受変電設備改修工事監督業務」に係る指名競争に参加を希望します。

なお、入札説明書 4 に規定する不適合事項に該当する者でないこと及び添付書類の内容に事実と相違ないことを誓約します。

(※) 当機構中部地区における令和 5・6 年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る競争参加資格について、業種区分が「建築監理」の認定を受けている者は、登録番号を記載すること。参加表明書提出時に上記競争参加資格の認定を受けていない者も参加表明書を提出できるが、競争に参加するには、令和 6 年 4 月 8 日(月)までに当該資格の申請を行い、開札の時までに、当該資格の認定を受けなければならない。

注) なお、紙入札方式で参加する場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金を加えた所定の料金(404 円)の切手を貼った長 3 号封筒を参加表明書と併せて提出して下さい。

別記様式 2

企業の業務実績

業務名	
契約金額	
履行期間	
発注機関名※1 住 所 電話番号	
業務の概要※2	

※1 発注機関名は国、地方公共団体、独立行政法人、公社等とする。

※2 記載した業務については、以下に示す資料を添付すること。

- ・当該業務に係る契約書の写し、仕様書の写し並びに当該業務の概要説明(A4判1枚程度)を提出すること。

別記様式 3

1. 予定管理技術者

(1) 予定管理技術者の資格

氏名：					
現所属・役職：					
(入社年月日： 年 月 日)					
保有資格等	資格※1	資格等名称	登録等番号	取得年月	実務経験※2
		設備設計一級建築士			年 月
		建築設備士			年 月
		技術士(電気電子部門)			年 月
		電気主任技術者			年 月
		電気工事施工管理技士			年 月

※1 関連機関による登録の証明書を添付すること。

※2 資格取得後の設備設計業務に係る実務経験年数を記載すること。

※3 恒常的雇用関係を証明する書類の写しを添付すること。

(2) 予定管理技術者の実績

業務名	
契約金額	
履行期間	
発注機関名※1 住所 電話番号	
業務の概要※2	

※1 発注機関名は国、地方公共団体、独立行政法人、公社等とする。

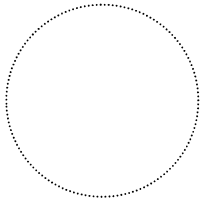
※2 記載した業務については、以下に示す資料を添付すること。

- ・当該業務に係る契約書の写し、仕様書の写し並びに当該業務の概要説明(A4判1枚程度)を提出すること。

別記様式 4 (令和 5・6 年度用)

使 用 印 鑑 届

使
用
印



左記の印鑑を、独立行政法人都市再生機構中部支社
に提出する書類に使用したいのでお届けします。

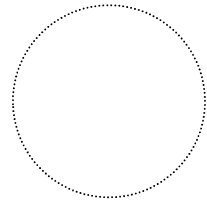
令和 年 月 日

登録番号					
会社名 (フリガナ)					

独立行政法人都市再生機構 中部支社長殿

住 所
商号又は名称
代 表 者

印鑑証明書 (原本・発行日か
ら 3 ヶ月以内有効) 添付



実
印

※ (年間) 委任を予定しない場合は、上段「使用印鑑届」のみ記入してください。

年 間 委 任 状

私は、都合により を代理人と定め、下記の権限を委任し
ます。

なお、本委任を解除する場合には、双方連署の上届出のない限りその効力の無いこ
とを誓約します。

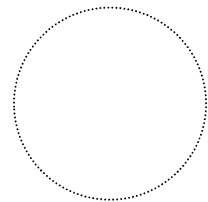
記

1. 見積書及び入札書提出の件
2. 請負契約締結の件
3. 請負契約履行に関する件
4. 請負代金請求及び受領の件
5. 上記各号に関し復代理人選任及び解任の件
6. その他契約締結に係る一切の件
7. 期間 令和 年 月 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構 中部支社長殿

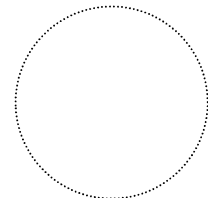
委任者



実
印

上記委任の件承諾しました。

受任者



使
用
印

個人情報等の保護に関する特約条項

委託者及び受託者が令和 年 月 日付けで締結した「藤枝総合運動公園受変電設備改修工事監督業務」の契約（以下「本契約」という。）に関し、受託者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての個人情報等の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

（定義）

第1条 本特約条項における個人情報等とは、委託者が提供及び受託者が収集する情報のうち、次に掲げるものをいう。

- 一 個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）
- 二 居住者に関する情報
- 三 駐車場契約者に関する情報

（個人情報等の取扱い）

第2条 受託者は、個人情報等の保護の重要性を認識し、業務等の実施に当たっては、個人及び委託者の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

（管理体制等の報告）

第3条 受託者は、個人情報等について、取扱責任者及び担当者を定め、管理及び実施体制を書面（別紙様式1）により報告し、委託者の確認を受けなければならない。また、報告内容に変更が生じたときも同様とする。

（秘密の保持）

第4条 受託者は、個人情報等を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（安全管理のための措置）

第5条 受託者は、個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（収集の方法）

第6条 受託者は、業務等进行处理するために個人情報等を収集するときは、必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用等の禁止）

第7条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を、本契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（個人情報等の持出し等の禁止）

第8条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を受託者の事業所から送付及び持ち出し等してはならない。

(複写等の禁止)

第9条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限等)

第10条 受託者は、委託者の承諾があるときを除き、個人情報等を取扱う業務等について、他に委託（他に委託を受ける者が受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）してはならない。

2 受託者は、前項の規定に基づき他に委託する場合には、その委託を受ける者に対して、本特約条項に規定する受託者の義務を負わせなければならない。

3 前2項の規定は、第1項の規定に基づき委託を受けた者が更に他に委託する場合、その委託を受けた者が更に他に委託する場合及びそれ以降も同様に適用する。

(返還等)

第11条 受託者は、委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、不要となったときは速やかに、本契約終了後は直ちに委託者に返還し又は引渡さなければならない。

2 受託者は、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、委託者の指示又は承諾により消去又は廃棄する場合には、復元又は判読が不可能な方法により行わなければならない。この場合において、受託者は、委託者に対し、消去又は廃棄したことを証明する書類を提出する等し、委託者は、消去又は廃棄が確実に行われていることを確認するものとする。

(事故等の報告)

第12条 受託者は、本特約条項に違反する事態が生じた、又は生じるおそれのあるときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

(管理状況の報告等)

第13条 受託者は、個人情報等の管理の状況について、委託者が報告を求めたときは速やかに、本契約の契約期間が1年以上の場合においては契約の始期から6か月後の月末までに（以降は、直近の報告から1年後の月末までに）、書面（別紙様式2）により報告しなければならない。

2 委託者は、必要があると認めるときは、前項の報告その他個人情報等の管理の状況について調査（実地検査を含む。以下同じ。）することができ、受託者はそれに協力しなければならない。

3 受託者は、第1項の報告の確認又は前項の調査の結果、個人情報等の管理の状況について、委託者が不適切と認めたときは、直ちに是正しなければならない。

(取扱手順書)

第14条 受託者は、本特約条項に定めるもののほか、別添「個人情報等に係る取扱手順書」に従い個人情報等を取扱わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第15条 委託者は、受託者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書 2 通を作成し、委託者と受託者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 住所 愛知名古屋市中区栄四丁目 1 番 1 号
氏名 独立行政法人都市再生機構中部支社
支社長 ○○ ○○ (印)

受託者 住所
氏名

(別添)

個人情報等に係る取扱手順書

個人情報等については、取扱責任者による監督の下で、以下のとおり取り扱うものとする。

1 個人情報等の秘密保持について

個人情報等を第三者に漏らしてはならない。

※業務終了後についても同じ

2 個人情報等の保管について

個人情報等が記録されている書類等（紙媒体及び電磁的記録媒体をいう。以下同じ。）及びデータは、次のとおり保管する。

(1) 書類等

受託者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管する。

(2) データ

① データを保存するPC及び通信端末やUSBメモリ、外付けハードディスクドライブ、CD-R、DVD-R等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、暗号化及びパスワードを設定する。また、そのアクセス許可者は業務上必要最低限の者とする。

② ①に記載するPC及び機器・媒体については、受託者が支給及び管理するもののみとする。※私物の使用は一切不可とする。

3 個人情報等の送付及び持出し等について

個人情報等は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、受託者の事務所から送付及び持ち出し等してはならない。ただし、委託者の指示又は承諾により、個人情報等を送付及び持ち出しをする場合には、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 送付及び持出しの記録等

台帳等を整備し、記録・保管する。

(2) 送付及び持出し等の手順

① 郵送や宅配便

複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付する。

② ファクシミリ

原則として禁止する。ただし、やむを得ずファクシミリ送信を行う場合は、次の手順を厳守する。

- ・送信先への事前連絡
- ・複数人で宛先番号の確認
- ・送信先への着信確認

※初めての送信先の場合は、本送信前に、試行送信を実施すること

③ 電子メール

個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付とする。添付ファイルには、暗号化及びパスワードを設定し、パスワードは別途通知する。

また、複数の送信先に同時に送信する場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信する。

④ 持出し

運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行する。

4 個人情報等の収集について

業務等において必要のない個人情報等は取得しない。

また、業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示の上、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

5 個人情報等の利用及び第三者提供の禁止について

個人情報等は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、業務等の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

6 個人情報等の複写又は複製の禁止について

個人情報等は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製してはならない。

7 個人情報等の返還等について

① 業務等において不要となった個人情報等は、速やかに委託者に返還又は引渡しをする。

② 委託者の指示又は承諾により、個人情報等を、消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄する。この場合において、委託者に対し、消去又は廃棄したことを証明する書類を提出する等する。

8 個人情報等が登録された通信端末の使用について

委託者の指示又は承諾により、通信端末に個人情報等を登録し、使用する場合には、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定する。
- (2) 必要に応じて、盗み見に対する対策（のぞき見防止フィルタの使用等）、盗難・紛失に対する対策（通信端末の放置の禁止、ストラップの使用等）により、安全確保のために必要な措置を講ずることに努める。
- (3) 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人

- を特定できる画像は登録しない。)は、業務上必要なものに限定する。
- (4) 個人情報等が含まれたメール(添付されたファイルを含む。)及び画像は、業務上不要となり次第、消去する。

9 事故等の報告

個人情報等の漏えいが明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに委託者に報告する。

10 その他留意事項

独立行政法人は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第5章の規律に基づき、個人情報を取り扱わなければならない。

この法律の第66条第2項において、『行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合には、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。』と規定されており、**業務受託者についても本規律の適用対象**となる。

したがって、本規律に違反した場合には、第176条及び第180条に定める罰則規定により、懲役又は罰金刑に処される場合があるので、留意されたい。

11 特記事項

特になし

令和 年 月 日

株式会社*****

代表取締役 ** ** 印 ※1

個人情報等に係る管理及び実施体制

契約件名：

1 取扱責任者及び取扱者

	部 署	氏 名	取 扱 う 範 囲 等
	役 職		
取扱責任者	〇〇部△△課 課長		
取 扱 者	〇〇部△△課 係長		***地区に係る～～～
	〇〇部△△課 主任		***地区に係る～～～
	〇〇部△△課		***地区に係る～～～

2 管理及び実施体制図

(様式任意)

※1 本件責任者 (会社名・部署名・氏名)：

担 当 者 (会社名・部署名・氏名)：

※2 連絡先 (電話番号) 1 ：

連絡先 (電話番号) 2 ：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構中部支社
支社長 ○○ ○○ 殿

株式会社*****
代表取締役 ** ** 印 ※1

個人情報等の管理状況

次の契約における個人情報等の管理状況について、下記のとおり、報告いたします。

契約件名：

記

- 1 確認日 令和 年 月 日
- 2 確認者 取扱責任者 ○○ ○○
- 3 確認結果 別紙のとおり

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担当者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号）1 ：
連絡先（電話番号）2 ：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。
押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

以 上

(別紙) 管理状況の確認結果

【管理する個人情報等】

--

確 認 内 容	確 認 結 果	備 考
1 管理及び実施体制		
令和 年 月 日付けで提出した「個人情報等に係る管理及び実施体制」のとおり、管理及び実施している。		
2 秘密の保持		
個人情報等を第三者に漏らしていない。		
3 安全管理措置		
個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じている。		
《個人情報等の保管状況》		
① 個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等は、受託者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管している。		
② データを保存するPC及び通信端末やUSBメモリ、外付けハードディスクドライブ、CD-R、DVD-R等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、暗号化及びパスワードを設定している。		
③ アクセス許可者は業務上必要最低限の者としている。		
④ ②に記載するPC及び機器・媒体については、受託者が支給及び管理しており、私物の使用はしていない。		
《個人情報等の送付及び持出し手順》		
① 委託者の指示又は承諾があるときを除き、受託者の事務所から送付又は持出しをしていない。		
② 送付及び持出しの記録を台帳等に記載し、保管している。		
③ 郵送や宅配便について、複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付している。		

確認内容	確認結果	備考
<p>FAXについては、原則として禁止しており、やむを得ずFAX送信する場合は、次の手順を厳守している。</p> <p>④ ・初めての送信先の場合は、試行送信を実施 ・送信先への事前連絡 ・複数人で宛先番号の確認 ・送信先への着信確認</p>		
<p>eメール等について、個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付としている。</p> <p>⑤</p>		
<p>添付ファイルには、暗号化及びパスワードを設定し、パスワードは別途通知している。</p> <p>⑥</p>		
<p>1回の送信において送信先が複数ある場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信している。</p> <p>⑦</p>		
<p>持出しについて、運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行している。</p> <p>⑧</p>		
4 収集の制限		
<p>個人情報等を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集している。</p>		
《個人情報等の取得等手順》		
<p>① 業務上必要のない個人情報等は取得していない。</p>		
<p>② 業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示している。</p>		
5 利用及び提供の禁止		
<p>個人情報等を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供していない。 ※委託者の指示又は承諾があるときを除く。</p>		
6 複写又は複製の禁止		
<p>個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製していない。 ※委託者の指示又は承諾があるときを除く。</p>		
7 再委託の制限等		
<p>個人情報等を取扱う業務について、他に委託（他に委託を受ける者が受託者の子会社である場合も含む。）し、又は請け負わせていない。 ※委託者の承諾があるときを除く。</p>		
【再委託、再々委託等を行っている場合】		
<p>再委託先、再々委託先等に対して、特約条項に規定する受託者の義務を負わせている。</p>		
8 返還等		
<p>① 業務上不要となった個人情報等は、速やかに委託者に返還又は引渡しをしている。</p>		

確認内容	確認結果	備考
② 個人情報等を消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄している。		
9 通信端末の使用		
① パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定している。		
② 必要に応じて、盗み見に対する対策（のぞき見防止フィルタの使用等）、盗難・紛失に対する対策（通信端末の放置の禁止、ストラップの使用等）により、安全確保のために必要な措置を講ずることに努めている。		
③ 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定している。		
④ 個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去している。		
10 事故等の報告		
特約条項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、指示に従っている。		
11 取扱手順書の周知・徹底		
個人情報等の取扱者に対して、取扱手順書の周知・徹底を行っている。		
12 その他報告事項		
（任意記載のほか、取扱手順書等特記事項があればその対応を記載する。）		

※ 確認結果欄等への記載方法

確認結果	記載事項
適切に行っている	○
一部行っていない	△
行っていない	×
該当するものがない	—

* 「△」及び「×」については備考欄にその理由を記載する。

外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項

発注者及び受注者が令和 年 月 日付けで締結した「藤枝総合運動公園受変電設備改修工事監督業務」の契約（以下「本契約」という。）に関し、受注者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての外部電磁的記録媒体の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

（定義）

第1条 本特約条項における外部電磁的記録媒体とは、情報が記録され、又は記載される有体物である記録媒体のうち、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、情報システムによる情報処理の用に供されるもの（以下「電磁的記録」という。）に係る記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）で、サーバ装置等に内蔵される内蔵電磁的記録媒体以外の記録媒体（USBメモリ、外付けハードディスクドライブ、CD-R、DVD-R等）をいう。

（外部電磁的記録媒体の取扱い）

第2条 受注者は、別添「外部電磁的記録媒体に係る取扱手順書」に従い外部電磁的記録媒体を取扱わなければならない。

（解除及び損害賠償）

第3条 発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書2通を作成し、発注者と受注者とが記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 愛知名古屋市中区栄四丁目1番1号

氏名 独立行政法人都市再生機構中部支社
支社長 ○○ ○○

印

受注者 住所

氏名

印

(別添)

外部電磁的記録媒体に係る取扱手順書

受注者は、機構に引き渡す外部電磁的記録媒体を、機構との間で情報を運搬する目的に限って使用することとし、当該外部電磁的記録媒体から情報を読み込む場合及びこれに情報を書き出す場合の安全確保のために、以下に掲げる措置を講ずること。

- (1) 外部電磁的記録媒体を使用する際には、最新のバージョンに更新された不正プログラム対策ソフトウェアによる検疫・駆除を行う。
- (2) 情報が保存された外部電磁的記録媒体を運搬する際には、以下の措置を講ずる。
 - ① 受注者は、安全確保のため以下の措置を講ずる。
 - ・ 外見から機密性の高い情報であることが分からないようにする。
 - ・ 郵便、信書便等の場合には、追跡可能な方法を採用するとともに、親展で送付する。
 - ・ 携行の場合には、封筒、書類鞆等に収め、当該封筒、書類鞆等の盗難、置き忘れ等に注意する。
 - ② 受注者は、①の措置に加え、機密情報にパスワードを設定するとともに暗号化を行う。
- (3) 外部電磁的記録媒体の紛失、情報の漏えい等が明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に報告する。